

申請手続きは
お早めに

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や審査事務等は、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

▼対象

◎老齢基礎年金を受給し、以下の要件をすべて満たしている人

① 65 歳以上の人、②世帯員全員が市町村民税が非課税の人、③前年の年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下の人

◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が約 462 万円以下の人

▼請求手続き 対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が届きますので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、10月18日（金・必着）までに郵送してください。対象の要件を満たしているにもかかわらず、請求手続きの案内が届いていない人は、基礎年金番号を確認の上、給付金専用ダイヤルへ問い合わせを。

▼その他 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省が、口座番号を聞いたり、手数料などを請求することはありません。

■問い合わせ先 給付金専用ダイヤル（☎ 0570-05-4092）／弘前年金事務所（☎ 27-1339）／国保年金課国民年金係（☎ 40-7048）

変更がある場合は
届け出を

重度医療の受給者証（決定通知書）が 新しくなります

弘前市重度心身障害者医療費受給者証、弘前市重度心身障害者医療費受給者決定通知書が10月1日から更新されます。対象者には新しい受給者証または決定通知書を送付しましたので、内容を確認し、変更がある場合は届け出をしてください。また、利用の際は、裏面に記載の注意事項を必ず読んでください。

【受給者証～国民健康保険加入者に送付～】

▼利用方法 医療機関を受診する際に、健康保険証と一緒に提示すると、窓口で支払う医療費が軽減されます。

※県外の医療機関を受診する場合や、受給者証を提示しなかった場合は、下記償還払いの手続きが必要です。

【決定通知書～社会保険加入者・後期高齢者医療保険加入者に送付～】

▼利用方法 償還払いとなりますので、医療機関で医療費を支払った後、領収書と印鑑を持参し、障がい福祉課（市役所1階）へ申請してください。後日、本人名義の口座に助成額を振り込みます。申請できる期間は診療月の翌月から2年以内となりますのでご注意ください。

【重度医療とは？】

弘前市重度心身障害者医療費助成制度では、重度の障がい者が健康保険証を使って医療機関を受

診した場合、入院・外来を問わず医療費を助成します。

▼対象 障害者手帳取得時または障害等級変更時に65歳未満の人（平成16年9月30日以前に手帳を取得している場合はそれ以前に重度医療の資格を有する人）で、次の①～③のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳1、2級および内部障害3級（免疫機能障害・肝臓機能障害を除く）／②愛護手帳（療育手帳）A／③精神障害者保健福祉手帳1級

▼支給の制限 上記対象者であっても、所得や保険の種類によって制限があります。次の場合は医療費が助成されません。

①一定所得以上の人／②65歳以上で市民税課税世帯に属する人／③65歳以上で後期高齢者医療保険に加入していない人

■問い合わせ・申請先 障がい福祉課障がい者医療・給付係（☎ 40-7122）



弘前市ただいまサポート事業が始まります

市では、高齢者の命を守る新たな取り組みとして、10月から「弘前市ただいまサポート事業」を開始します。この事業は、認知症やその疑いのある高齢者が道に迷ったり、自宅がどこかわらなくなった際に、無事に帰宅できるようにするための仕組みです。利用には事前の登録が必要です。安全・安心に暮らせるよう、ぜひご登録ください。

▼対象者 満65歳以上で認知症やその疑いがあり、行方不明になるおそれのある人（若年性認知症の場合は65歳未満でも対象）

▼事前登録の方法 申請書に必要事項を記入し、

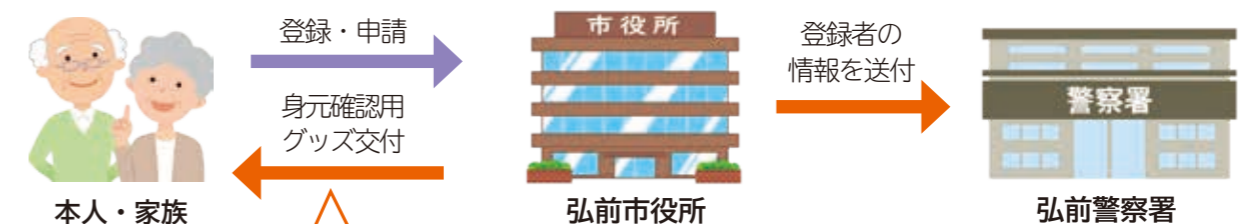
本人の写真を添付して提出を。申請書は市ホームページに掲載しているほか、介護福祉課でも配布しています。

▼協力機関の募集 行方不明高齢者の発見活動に協力できる事業所を随時募集しています。協力内容は、通常の業務の範囲内で、行方不明高齢者を見かけた場合に弘前警察署に連絡してもらうことです。詳しくは市ホームページを確認するか問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 介護福祉課自立・包括支援係（市役所1階、☎ 40-4321）

【事業の仕組み】

1. 事前登録…帰宅できなくなった高齢者が保護された時、身元確認を迅速に行えるようにします。



登録番号入りの身元確認用キーホルダーや反射シールなど。キーホルダーは外出時につえやバッグなどに、反射シールは衣類や靴などにつけてください。

2. 行方不明発生時…下記のようなネットワークを活用し、行方不明者を早期に発見・保護できるようにします。

